

令和6年5月30日

読谷村議会
議長 伊波 篤 殿読谷村議会議員
國 吉 雅 和 印

一般質問通告書

第535回読谷村議会定例会において次の事項の質問をしたいので、会議規則第61条第2項の規定により通告いたします。

質 問 要 旨

答弁を求める者

- 1 行政のチェック機関は議会です。議会のチェック機関は村民(有権者)です。
チェック機関である村民に村政の判断材料を提示することも議会の役目です。さて、5月27日の第534回臨時議会議案第28号・指定管理者の指定(読谷村健康増進センター)については、賛成多数で可決しました。その結果、7月からはリンクワークス・沖縄ダイケン共同事業体が健康増進センター指定管理者となるわけですが、この間の経緯を明らかにすることを村民から求められています。
- (1) 令和5年12月12日(第532回定例会)に議案第65号は上程され質疑が交わされましたが、その時の「議案第65号が否決されたら、改めて選定する(公募する)ので4月からは管理者不在となる」を18名の議員は理解していたか三択での確認を求める。(理解していた・理解していない・どちらでもない)
これは、複数の村民からの問合せです。
- (2) 12月議会の結果を受け、4月からの管理者不在を避けるためラフウェルと調整を進めてきたが、協議の成立に至らなかった。
(ア) 協議に出席した事業者側と役場職員は誰なのか確認を求める。
(イ) 提示した5条件の詳細な内容と協議が成立しなかった理由を求める。
(ウ) 要求水準書にある秘密の保持について
「指定管理業務において知り得た秘密や、未公開・未承認の行政情報や調整内容等を第三者に漏らしてはいけません。この守秘義務は、指定管理期間終了後(期間満了・取消等)においても同様とします。」と要求水準にうたわれているが、11名の議員に送付された内容は要求水準の秘密保持違反に該当しないのか村の顧問弁護士の見解を求める。また、同文書の公開を求める。

質 問 要 旨	答弁を求める者
(3) 広報よみたん4月号で「読谷村健康増進センターをめぐる動き」の見出しで、出された広報よみたんへの反響を求める。 (4) 議案第65号(令和5年12月12日)と議案第28号(令和6年5月27日)の住所要件について、違いがあるのかないのか村の顧問弁護士の見解を求める。 (5) 12月議会議案第65号と5月臨時議会議案第28号の指定管理者の提案は、同じ共同事業体ですが、仮契約内容の相違点を求める。 (6) ラフウェル(3月末現在)の有資格職員と新管理会社の有資格職員内容を求める。また、両者の賃金体系を比較するために、有資格職員と無資格職員の賃金をそれぞれ求める。 (7) 3月議会で自主事業の施設使用料収入は、令和元年度(1年目)は@4,858円、令和5年度(5年目)は@2,900円の答弁でした。1年目と5年目を比較すると約40%の減額収入です。その要因を把握しているか。 (8) 本年度4月から利用料金を無料にした理由と根拠を求める。また、令和5年4月から6月までの3ヵ月間の収支を求める。 (9) 新管理会社との要求水準はレベルの高い設定である。これまでの指定管理者である、ラフウェルの要求水準のレベルを伺う。	
2 政務活動費について、会計管理者に問う (1) 政務活動費を始めて交付した年度及びこれまでの使途総額を求める。 (2) 令和5年度政務活動費について (ア) 政務活動費収支報告書提出期限は4月26日までとなっているが順守されたか。 (イ) 政務活動費収支報告書の修正後の提出期限は5月17日までとなっているが順守されたか。 (ウ) 政務活動費残金返還は5月24日15時までとなっているが順守されたか。	